

東京都ギャンブル等依存症対策 推進計画（第2期）

【案】



東京都

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- 競馬などの公営競技やぱちんこ等のギャンブル等を娯楽の一つとして楽しむ人がいる一方で、これらにのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
- ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず、本人や家族が病気に気付きにくいこともあり、早期発見・早期支援に向けた医療体制及び相談支援体制の整備が課題となっています。また、治療を行っている医療機関や相談支援機関、自助グループ等の支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である方等が必要な治療及び支援につなげにくい現状があります。
- 平成30年10月、国は「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）を施行し、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念や、国や地方公共団体、関係事業者、国民等の責務を示すとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めました。さらに平成31年4月には、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、令和4年3月には基本計画の改定（令和4年3月25日閣議決定）が行われました。
- 東京都（以下「都」という。）では、令和4年度に都におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していくため、「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「推進計画」という。計画期間は令和4年度から令和6年度までの3か年）を策定し、関係機関及び関係事業者と連携して、普及啓発、相談支援等の取組を進めてきましたが、依然として多くの当事者や家族が依存症の悩みを抱えており、更なる取組の推進が求められています。また、インターネットを利用したギャンブルが広く普及し、若者をはじめとする幅広い層がギャンブルにより悩みを抱えるケースが発生するなど、現行計画策定後の環境変化等も踏まえて所要の見直しを行います。

2 計画の位置付け等

- 基本法第13条に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定します。
- 基本法第2条では、ギャンブル等については「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）」

とされています。そのため、本計画では、都内の公営競技（競馬・競輪・モーターボート競走）及びぱちんこを関係事業者としています。

3 計画期間

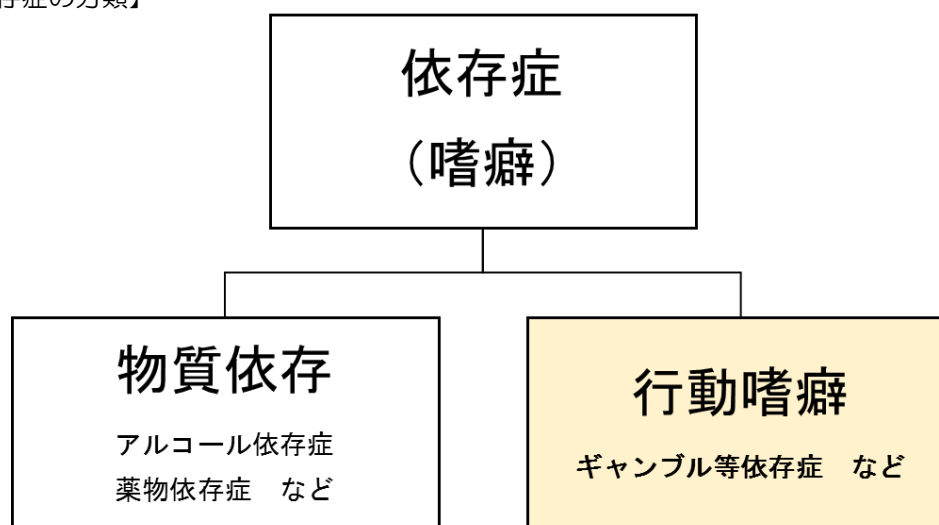
- 本計画は、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの3か年を計画期間とします。

第2章 ギャンブル等依存症に関する状況等

1 ギャンブル等依存症について

- 依存症とは特定の何かに心を奪われ、やめたくてもやめられない状態になることです。
- 依存症には、アルコールや薬物等に関連する物質依存と、ギャンブル等の行動や習慣に関連する行動嗜癖があります。

【依存症の分類】



※一般的にアルコール、薬物、ギャンブル等を「やめたくてもやめられない」状態のことを「依存症」といいますが、医学的には「嗜癖（しへき）」という用語が使われています。

- ギャンブル等は、興味・関心から始まりますが、のめり込むかどうかは、「心理的な要因（ストレスなど）」や「環境的な要因（簡単にアクセスできる、いつでも、どこでもできる）」などが関わると言われており、ギャンブルをする人は誰でもギャンブル等依存症になる可能性があります。
- ギャンブル等依存症の症状としては、ギャンブル等での負けを別の日に取り返そうとしたり、苦痛の気分の時にギャンブル等をしたり、ギャンブル等へののめり込みを隠すために嘘をつくことなどが挙げられます。
- その結果として、人間関係のトラブル、多重債務問題、法律問題や違法行為を働いたことによる刑罰、仕事能率の低下や失業、健康問題、希死念慮や自殺などの深刻な問題に至ることがあります。
- ギャンブル等依存症から回復するためには、自分にとっての引き金、考え方の癖、行動の連鎖に気づき、意識的に対処するスキルを身に付ける認知行動療法と

呼ばれる治療プログラムや、同じ問題を抱える人やその家族などが自主的に集まり、似たような立場や経験を持つ多くの仲間と出会い、交流しながら助け合う自助グループのミーティングなどが有効とされています。

- ギャンブル等依存症に関しては、基本法第2条では「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されているほか、医療の現場では、世界保健機構（WHO）が定める国際疾病分類（ICD）では「病的賭博」、アメリカ精神医学会の精神疾患の診断基準（DSM）では「ギャンブル障害」として、それぞれ基準が示され、疾病分類や診断が行われています。
- ギャンブル等依存症対策においては、医学的な側面に限らず、社会的な側面にも着目して支援を必要とする人たちに対して対策が取られるようにする必要があります。

（参考）ICD-10：病的賭博

持続的に繰り返される賭博であり、それは貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する。

※ICD-10 精神及び行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン新訂版より

（参考）DSM-5：ギャンブル行動症

- ①興奮を得たいがために、賭け金の額を増やして賭博をする要求
- ②賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる、またはいらだつ
- ③賭博をするのを制限する、減らす、または中止するなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある
- ④しばしば賭博に心を奪われている
- ⑤苦痛の気分の時に、賭博をすることが多い
- ⑥賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い
- ⑦賭博へののめり込みを隠すために嘘をつく
- ⑧賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある
- ⑨賭博によって引き起こされた絶望的な経済状況を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む

※アメリカ精神医学会の精神疾患の診断基準（DSM-5）より

(参考) ICD-11 ギャンブル行動症
世界保健機関 (WHO) が平成 30 年 6 月に公表、日本では適用時期未定。
物質使用症群に、嗜癖行動症群が追加となり、ここにギャンブル行動症やゲーム行動症が分類されている。

2 令和 5 年度「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」について

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが基本法及び基本計画に基づき令和 6 年 10 月に公表した実態調査の概要は以下のとおりです。(令和 5 年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2024 年から引用)

(1) 調査概要

- 本調査においては、「国民の娯楽と健康に関するアンケート (調査 A)」「依存の問題で相談機関を利用された方へのアンケート (調査 B)」を実施
- 令和 5 年度は「ギャンブル等依存が疑われる者」の推計に、PGSI (Problem Gambling Severity Index) を使用

(2) 国民の娯楽と健康に関するアンケート: (調査 A)

一般住民における「ギャンブル経験」や「ギャンブル行動」の実態、および「ギャンブル等依存が疑われる者の割合の推計」を明らかにすることを目的とし、調査票を送付することにより行う全国住民調査 (調査対象 18,000 名)

ア 国民のギャンブル行動

- 過去 1 年間のギャンブル経験: 男性の 44.9% (1,888 名)、女性の 26.5% (1,243 名)
- 過去 1 年間にギャンブルに使った金額 (1 か月あたり): 中央値 9,000 円
- 過去 1 年間に最もお金を使ったギャンブルの種類: 宝くじが最多 (53.3%) で、ぱちんこ (15.0%) が次に多い。

イ 過去 1 年におけるギャンブル等依存が疑われる者 (PGSI8 点以上) の割合とそのギャンブル行動

- PGSI8 点以上の者の割合: 全体 1.7%、男性 2.8%、女性 0.5%、年齢別では 40 代が最も高く (2.4%)、次いで 30 代が高かった (2.1%)。
- 過去 1 年間にギャンブルに使った金額 (1 か月あたり): 中央値 6 万円
- 過去 1 年間に最もお金を使ったギャンブルの種類: ぱちんこ (46.5%)、パチスロ (23.3%) の順で割合が高い。

	令和 5 年度（今回調査）		
	男性	女性	全体
ギャンブル等依存症 が疑われる者の割合 （過去 1 年以内）	2.8%	0.5%	1.7%

ウ 他の精神疾患や自殺などの関連問題

K6（うつ、不安のスクリーニングテスト）で比較したところ、ギャンブル等依存が疑われる者は、他の者より有意に抑うつ・不安が強く、これまでの自殺念慮の経験割合等も高かった。

エ インターネットを使ったギャンブルの現状

インターネットを使った車馬券等の購入方法については、すべての公営競技などにおいて、「主にオンライン」または「（オフラインとオンラインの）両方」で行うと回答した者の割合が過半数を占めた。

オ コロナ拡大前とのインターネット利用したギャンブル行動の変化

新型コロナウイルス感染拡大前と比較し、インターネットを使ったギャンブルの利用が増えた（「新たに始めた」、「する機会が増えた」の合計）との回答は、ギャンブル等依存が疑われる者では 19.9%であり、他の者（3.6%）より高かった。

カ ギャンブル等依存症対策の認知度

ギャンブル等依存が疑われる者が、ギャンブル等依存症対策に関して「知っている」との回答は、「パチンコ・パチスロの入店制限」は 29.6%、「競馬・競輪・競艇・オートレースの入場制限」は 16.3%、「競馬・競輪・競艇・オートレースのネット投票停止」は 12.6%、「競馬・競輪・競艇・オートレースのネット投票の購入上限設定」は 16.3%、「金融機関からの貸付制限」が 19.3%であった。

（3）依存の問題で相談機関を利用された方へのアンケート：（調査 B）

- ・公的な相談機関の利用者を対象に、ギャンブル等依存の問題を抱えている当事者と家族の特徴やギャンブル関連問題の実態を把握することを目的とする
- ・全国の精神保健福祉センター及び依存症に関する窓口を有する保健所を対象に調査依頼を実施
- ・当事者票と家族票の 2 種類の自記式アンケート調査（無記名）

○ ギャンブル問題に気が付いてから初めて病院や相談機関を利用するまでの期間は、当事者は平均 2.9 年、その家族が平均 3.5 年であった。また、相談機関につながったきっかけについて、当事者では「家族にすすめられた」、家族で

は「自分から HP などで探した」が過半数を超えていた。

【当事者回答から】

項目	集計結果
ギャンブル開始年齢	20.2 歳（平均）
月 1 回以上の習慣ギャンブル開始年齢	22.7 歳（平均）
1 か月あたりのギャンブル使用金額	中央値：15 万円 平均値：73 万円
ギャンブルに関連した借金経験	借金の経験あり：141 名(89.8%) 借金の経験なし：16 名(10.2%)
ギャンブルに関連した借金の額	中央値：400 万円 平均値：654 万円
ギャンブル資金の用意	第 1 位：「自分の貯金」55.7% 第 2 位：「消費者金融やサラ金等」43.2% 第 3 位：「後払い決済（クレカ等）」35.9%
依存の問題に気づいてから病院や相談機関を利用するまでの期間	平均 2.9 年（34.5 か月）
相談機関につながったきっかけ	第 1 位：「家族にすすめられた」51.2% 第 2 位：「自分から HP などで探した」32.5% 第 3 位：「医療機関ですすめられた」13.8%

【家族回答から】

項目	集計結果
ギャンブルに関連した借金経験（依存の問題がある当事者による借金）	借金の経験あり：163 名(74.1%) 借金の経験なし：12 名(5.5%) わからない：45 名(20.5%)
ギャンブルに関連した借金の額（依存の問題がある当事者による借金）	中央値：500 万円 平均値：680 万円
借金の立て替え経験	借金立替の経験あり：157 名(72.4%) 借金立替の経験なし：34 名(15.7%) わからない：26 名(12.0%)

借金の立て替え額	中央値：389 万円 平均値：557 万円
依存の問題に気づいてから病院や相談機関を利用するまでの期間	平均 3.5 年（41.5 か月）
相談機関につながったきっかけ	第 1 位：「自分から HP などを探した」 51.2% 第 2 位：「家族にすすめられた」 11.2% 第 3 位：「医療機関ですすめられた」 11.2%

○ 行政に求める支援（家族回答）

「依存問題を抱えるご家族の立場から、具体的にどのような支援策や情報があるとよいですか」、との質問への回答（複数選択）として最も多かったのは、「当事者を治療につなげる関わり方」（78.4%）、次いで、「気軽に相談できる場所の情報」（78.1%）、「依存症の治療方法」（75.2%）の順で多かった。

項目	集計結果・ 複数選択 (%)
当事者を治療につなげる関わり方	78.4
気軽に相談できる場所の情報	78.1
依存症の治療方法	75.2
病気を理解するための知識や情報	66.9
家族自身の心身をケアする方法	63.7
当事者の依存以外の心と体の病気への対応	58.1
当事者が作る借金への対応	50.7
金銭管理	45.3
生活費や治療費の支援	44.8
当事者への就労支援	37.3
当事者の犯罪への対応（法律の知識）	29.1
その他	6.7
特になし	0.3

○ 当事者のギャンブルから受けた影響（家族回答）

「あなたは、当事者のギャンブル問題から、影響を受けたことがありますか」との質問への回答（複数選択）として最も多かったのは、「本人に怒りを感じた」（72.1%）、次いで「借金の肩代わりをした」（65.3%）、「金銭管理をしなければならなくなった」（55.9%）の順で多かった。

項目	集計結果・ 複数選択 (%)
本人に怒りを感じた	72.1
借金の肩代わりをした	65.3
金銭管理をしなければならなくなった	55.9
依存の当事者を監視するようになった	51.8
経済的困難が生じた	50.9
自分の体調が悪くなった	45.5
うつや不眠などの精神的な問題が起こった	35.6
金品などを盗まれた	32.9
家庭不和・別居・離婚を経験した	25.7
依存の当事者に暴言を吐いたり、暴力を振るってしまった	20.7
依存の当事者から暴言を吐かれたり、暴力を受けた	17.1
周囲（親戚、職場、近所など）の目やうわさが気になった	14.4
仕事や学校に支障が出た	13.5
育児が十分にできなかった	9.9
友人・知人との関係が悪くなった	4.1
あてはまるものはない	1.8

3 都内のギャンブル等に関する状況

（1）都内にある公営競技場の状況

○ 都内には以下のとおり、それぞれ2か所の競馬場と競輪場が、また3か所のボートレース場があります。

ア 都内にある公営競技場

区分	競技場名	競技施行者
競馬	大井競馬場	特別区競馬組合
	東京競馬場	JRA日本中央競馬会

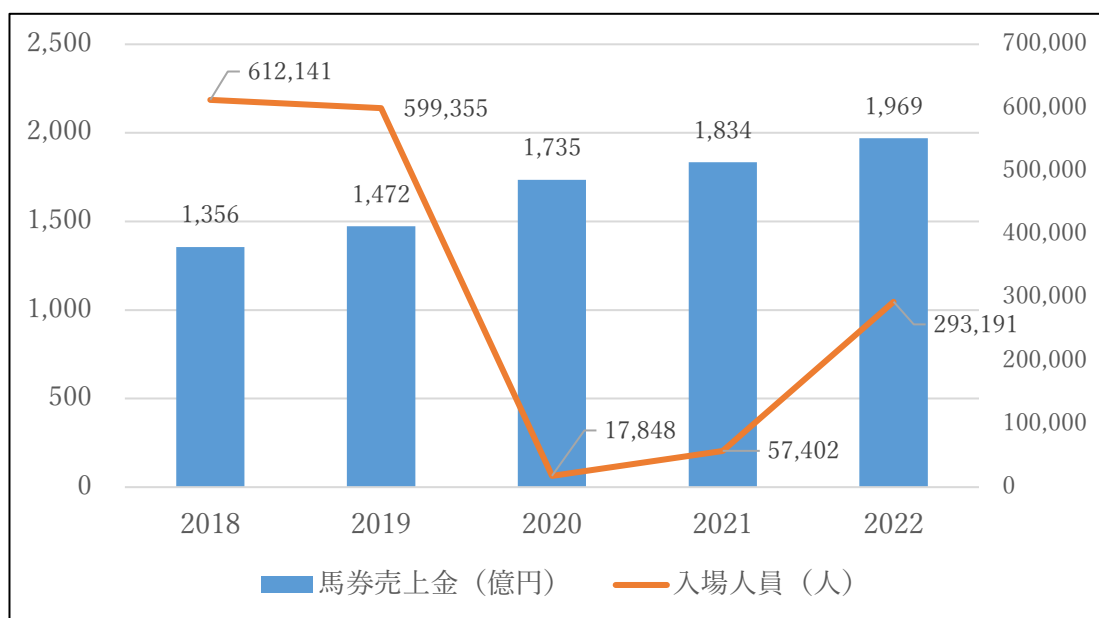
競輪	京王閣競輪場	東京都十一市競輪事業組合
	立川競輪場	立川市
モーターボート 競走	江戸川ボートレース場	東京都六市競艇事業組合 東京都三市収益事業組合
	平和島ボートレース場	府中市
	多摩川ボートレース場	青梅市 東京都四市競艇事業組合

イ 入場人員・車馬券等売上げの推移

【競馬（特別区競馬組合）】

○入場人員はコロナ期に減少しましたが、売上金は増加傾向にあります。

売上げが増加している要因の一つには、インターネットを利用した馬券の購入が普及していることが考えられます。

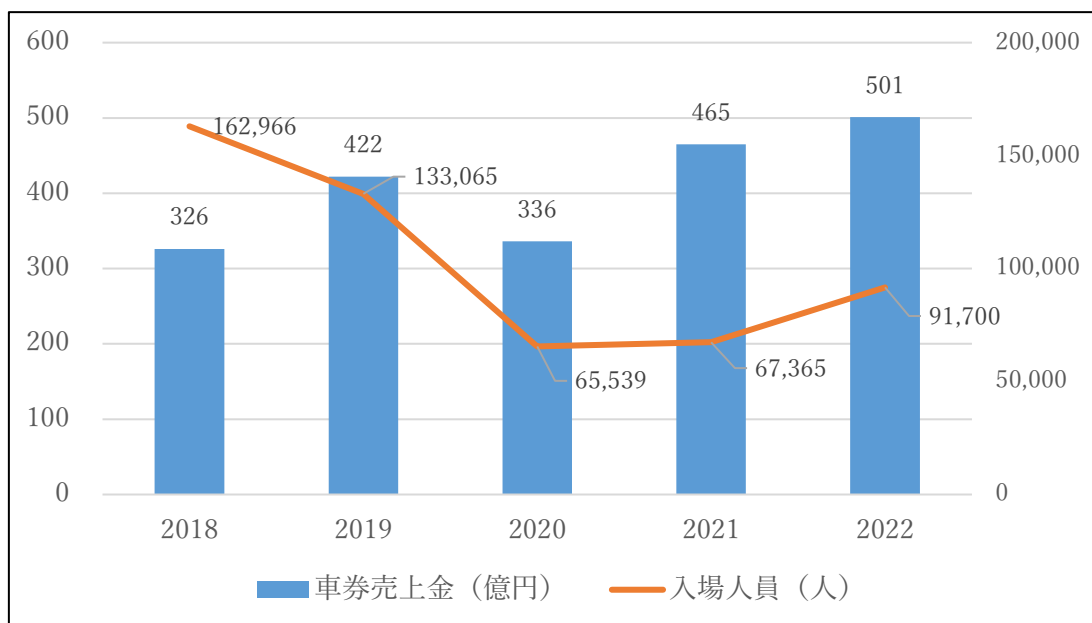


(「地方財政状況調査」より)

【競輪】

○入場人員はコロナ期に減少しましたが、売上金は増加傾向にあります。

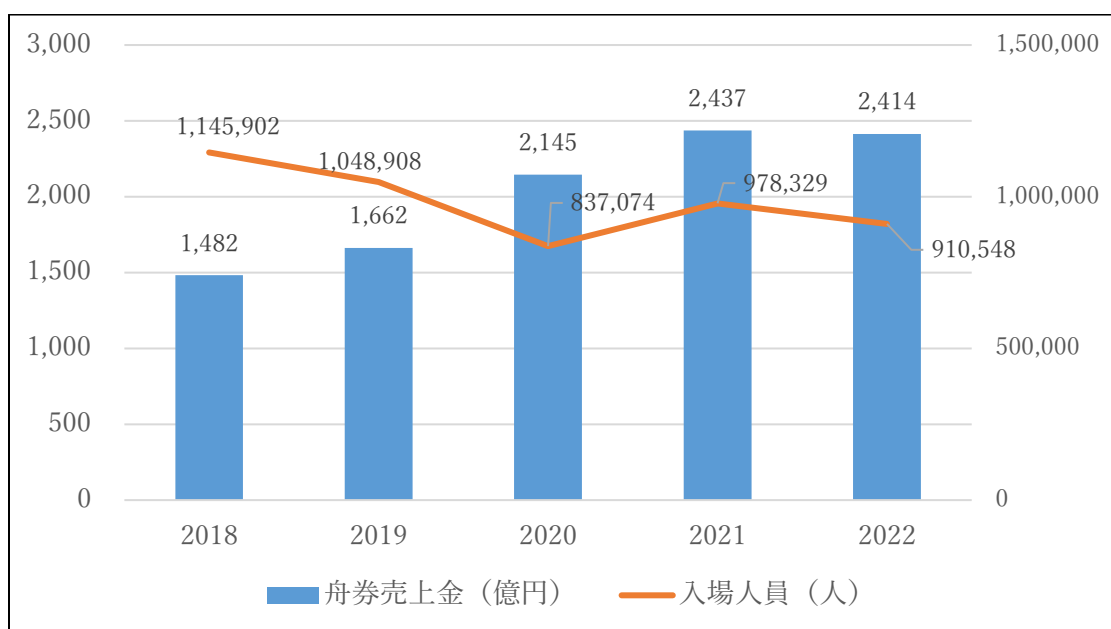
売上げが増加している要因の一つには、インターネットを利用した車券の購入が普及していることが考えられます。



※車馬券等売上金・入場人員は都内2競技施行者合計 (「地方財政状況調査」より)

【モーターボート競走】

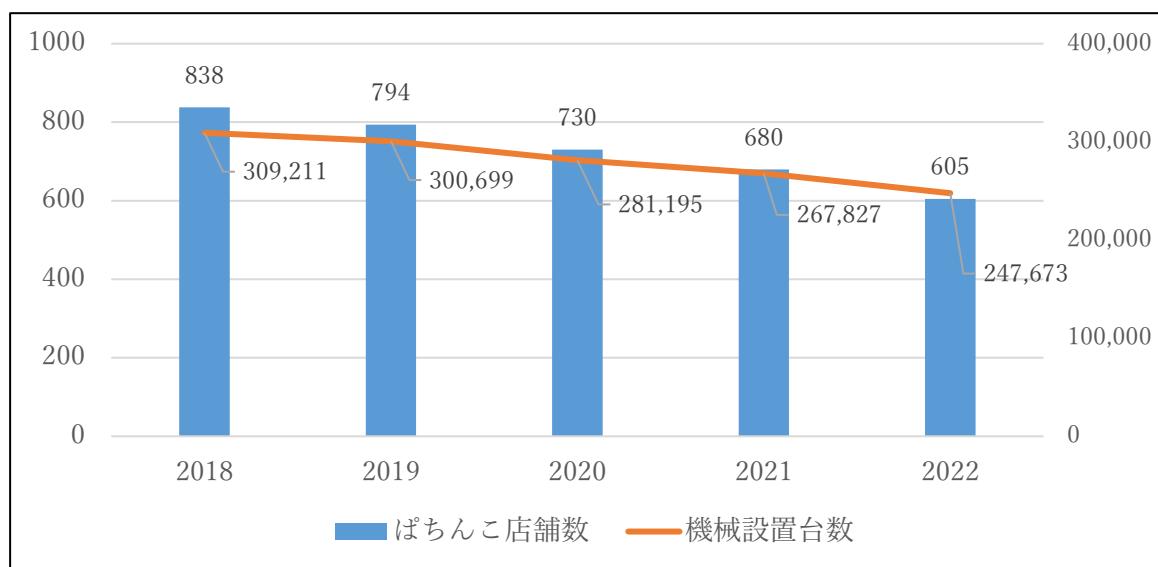
- 入場人員はコロナ期に減少しましたが、売上金は増加傾向にあります。
 売上げが増加している要因の一つには、インターネットを利用した舟券の購入が普及していることが考えられます。



※舟券売上金・入場人員は都内5競技施行者合計 (「地方財政状況調査」より)

（２）都内にある遊技場（ぱちんこ）店舗数等の状況

○ 都内における遊技場の店舗数、遊技台数ともに減少傾向にあります。



（全日本遊技事業協同組合連合会ホームページより）

４ 都内のギャンブル等依存症に関する状況

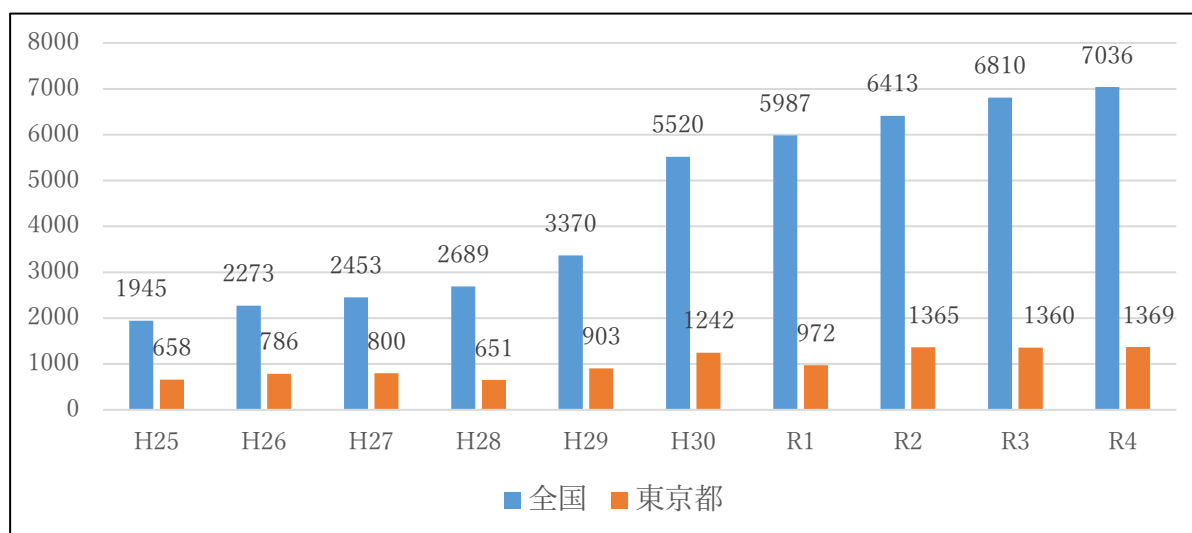
（１）相談等の状況

ア 精神保健福祉センターにおける相談状況

○ 都内３か所の精神保健福祉センターにおけるギャンブル等に関する相談実績は、年度により増減はありますが、おおむね増加傾向にあります。

なお、全国でも、同様の傾向にあります。

【精神保健福祉センターにおける相談状況（ギャンブル等・延べ人数）】



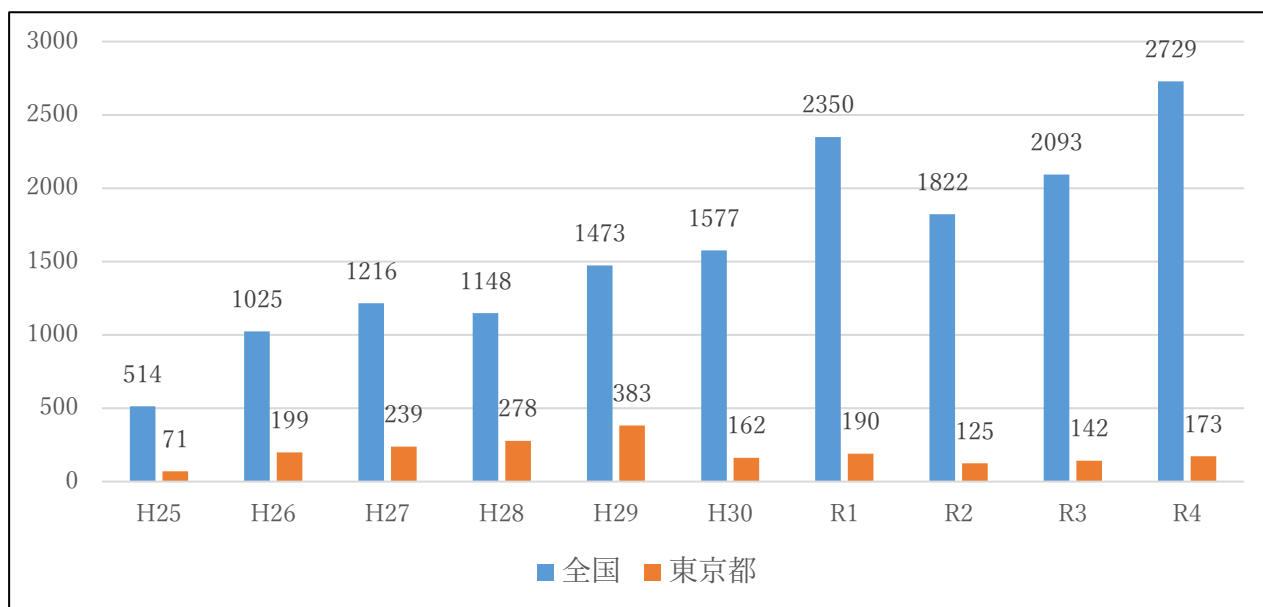
（「衛生行政報告例」から抜粋）

イ 保健所における相談状況

- 都内の保健所における精神保健福祉相談の被指導実人員は増加傾向にあります。

なお、全国でも、同様の傾向にあります。

【保健所が実施した精神保健福祉相談の被指導実人員の状況】



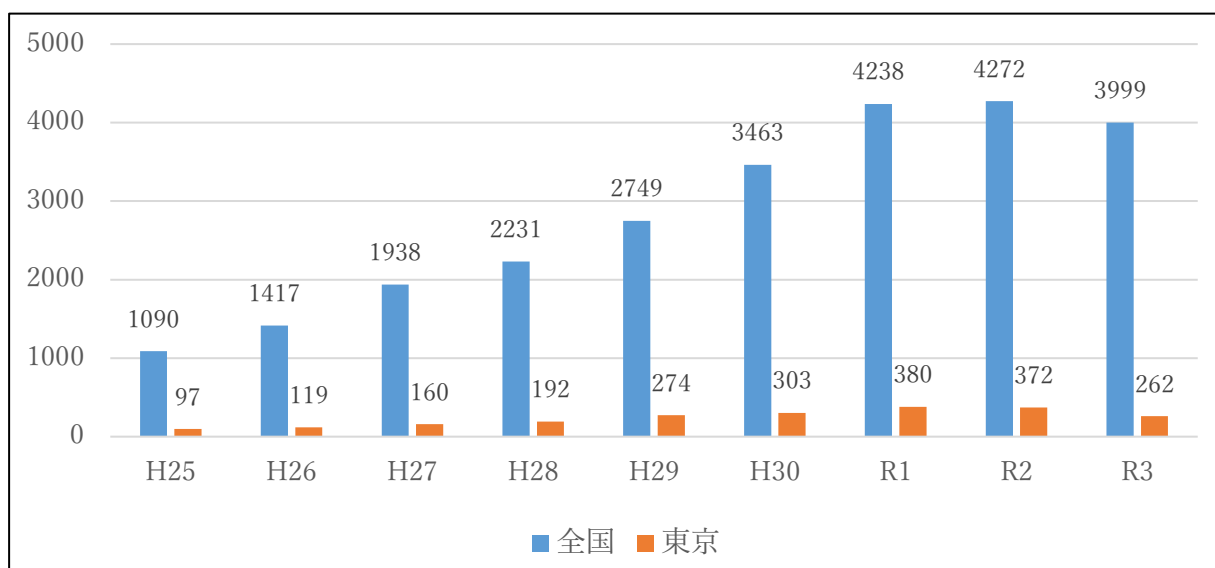
(地域保健・健康増進事業報告より)

ウ ギャンブル等依存症の総患者数の推移

- ギャンブル等依存症の総患者数は、増加傾向にあります。

なお、全国でも、同様の傾向にあります。

【ギャンブル等依存症総患者数】



(精神保健福祉資料(NDB)より)

(2) 支援に関わる関係機関等

ア 依存症を含む精神保健福祉に関する相談機関

- 都内3か所にある精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う、都が設置する相談機関です。また、精神保健福祉に関する技術的中核機関として、保健所や区市町村などの関係機関に対し、技術援助や人材育成なども実施します。
- 都では、平成31年4月より、精神保健福祉センターを都における依存症相談拠点と定め、主に以下の取組を行っています。

【依存症相談拠点の主な取組】

- ・専門の相談員による本人や家族等を対象とした相談
- ・地域の関係機関の職員等を対象とした研修
- ・ホームページやリーフレット、フォーラム等を通じたギャンブル等依存症に関する情報発信
- ・依存症者本人を対象とした認知行動療法に基づいた回復支援プログラム
- ・依存症者の家族を対象とした家族講座
- ・地域の関係機関等による連携会議 など

- 保健所は、地域住民の健康の保持増進の支援等を行う行政機関であり、精神保健福祉に関する相談も行っています。
都内では、都、特別区及び保健所政令市（八王子市、町田市）が設置しています。
- 市町村は、保健所の協力と連携の下で、その地域の実情に応じて保健所に準じて相談支援・地域生活支援等を行います。

イ 民間団体

- ギャンブル等をしない生活を続けることや、ギャンブル等依存症の方やその家族等が回復に向けて必要な情報、支援等を受けるためには、自助グループや相談支援等を行う民間団体（以下「民間団体」という。）とつながることも重要です。
（民間団体の概要）

【自助グループ（本人・家族等）】

同じ問題を抱える本人や、その家族などが自主的にミーティング等を行い、体験談や情報、知識等を分かち合うことで、問題への気付き、希望や問題解決のヒントを得られます。また、12ステップの回復プログラムに基づくミーティングを行い、回復を目指すグループもあります。

【回復支援施設】

ギャンブル等に依存しない生活を送るため、回復プログラムの提供や自助グループへ通う習慣付け、社会復帰に向けた生活訓練などを行います。

【相談支援等を行う民間団体】

ギャンブル等依存症の方やその家族等の相談を受け、必要な情報や支援を提供するほか、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の啓発、支援者同士の連携作りなどを行います。

- 都内では、当事者や家族の自助グループなどをはじめとした民間団体が精力的に活動しており、ギャンブル等依存症に関する啓発や相談会の開催、情報提供、ミーティングの開催など、ギャンブル等依存症の回復に向けた重要な活動を行っています。

ウ 医療機関

- 依存症の背景には発達障害など他の精神疾患が存在することがあります。また、依存症が原因になり本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じた結果、うつ病などの他の精神疾患に罹患することもあります。
- 医療機関では、依存症そのものの診断や治療を行うほか、依存症の背景にある発達障害や依存症を原因としたうつ病などの他の精神疾患に対する治療を行います。
- また、依存症に関する医療提供体制を充実させるため、都では依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を行っています。依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関は以下のとおりです。

（依存症専門医療機関等の概要）

【専門医療機関】

依存症の方が地域で適切な医療を受けられるようにするため、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する治療を行う医療機関です。

【治療拠点機関】

専門医療機関であることに加え、依存症に関する情報発信や医療機関を対象とした研修等を実施する地域の拠点です。

エ その他の関係機関

- ギャンブル等依存症を主訴として相談機関や医療機関などに支援を求めた方の背景には、多重債務や貧困、虐待、犯罪、自殺等の様々な問題が密接

に関連することがあります。

また、多重債務、貧困、虐待、自殺などの問題を主訴として、それぞれの機関に支援を求める方の背景にギャンブル等依存症の問題がある場合もあります。

- このため、多重債務、貧困、虐待、自殺などの分野（以下「ギャンブル等依存症関連分野」という。）の関係機関においては、各分野の相談支援等を行うとともに、支援の対象者がギャンブル等依存症の方等である場合は、相談内容も踏まえながら、必要な支援につなぎます。

第3章 第1期推進計画における事業の実施状況

1 計画の進行管理

推進計画を実行性のあるものにするためには、関連する事業も含め、事業の実施状況等を確認し、必要に応じて事業の見直しを行うなど進行管理を行うことが必要です。

本章では、第1期計画期間（令和4年度から令和6年度まで）における各事業の実施状況について記載し、今後の取組については「第5章 具体的な取組」で詳述します。

2 各事業の実施状況（概要）について

（1）予防教育・普及啓発

【予防教育】

- ・高等学校において、学習指導要領に基づき、精神疾患に関する内容において、キャンブル等への過剰な参加が及ぼす健康への影響に関する授業を実施（教育庁）
- ・私立学校に対しても、依存症に係る研修等の情報を周知（生活文化スポーツ局）

【依存症対策の推進（普及啓発・情報提供等）】

- ・東京都依存症対策普及啓発フォーラムを年1回開催するほか、家族講座等のグループワークを実施する等、依存症に関する正しい知識の普及啓発（福祉局）
- ・『「依存症」についてもっと知ろう 依存症は回復できる病気です』をはじめとする各種リーフレットを活用し、ホームページ等で情報発信を実施 など（福祉局）

（2）相談・治療・回復支援

【依存症に関する相談支援等】

- ・平成31年4月より、都立（総合）精神保健福祉センターを依存症相談拠点に設定し、ホームページ等を通じて広く周知を図るとともに、専門の相談員による相談（依存症専門相談支援）の実施等、依存症対策に関する取組を実施（福祉局）

アルコール関連相談件数（令和5年度、キャンブル等依存症を含む。）：2,911件

- ・保健所においても、当事者・家族等への相談支援・生活支援等実施（各保健所）

【依存症対策の推進（治療・回復支援等）】

- ・都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、回復支援の専門プログラムを実施。医療機関や民間団体等の関係機関の情報を提供し、当事者への支援。（福祉局）

回復プログラム実施状況（令和5年度）：182回（※キャンブル等以外も含む）

【依存症対策の推進（専門医療機関等の選定等）】

- ・東京都依存症専門医療機関を選定（令和7年1月末現在）（福祉局）

- ギャンブル等：昭和大学附属烏山病院、よしの病院
- ・東京都依存症治療拠点機関を選定（福祉局）
- ギャンブル等：昭和大学附属烏山病院

【消費生活相談への的確な対応の確保（消費生活センターの設置）】

- ・専門の消費生活相談員が、都民の消費生活に係る相談（多重債務に関する相談を含む。）を受け付け、トラブル解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行う。（生活文化スポーツ局）
- ・多重債務に関する相談に対応するため、法律専門家や生活再建窓口等に相談者をつなぐ多重債務相談「東京モデル」を実施（生活文化スポーツ局）

- | |
|--|
| <p>東京都消費生活総合センターで受け付けた相談（令和5年度）のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務に関する相談件数 482 件 ・東京モデル活用件数 82 件 |
|--|

【消費生活相談への的確な対応の確保（多重債務特別相談の実施）】

- ・東京都、都内区市町の消費生活センター及び法律専門相談窓口等と連携して、年2回（9月・3月）、各2日間の特別相談「多重債務 110 番」を実施し、債務整理等についての助言を行う。（生活文化スポーツ局）
- ・特別相談の実施に際しては、精神保健福祉士を配置し、心の病気やギャンブル依存症等に起因するトラブルを抱える相談者には、必要に応じてカウンセリングを行う。（生活文化スポーツ局）

多重債務 110 番 年2回（各2日）実施（令和5年度）

（3）依存症対策の基盤整備

【人材育成】

- ・都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、区市町村や民間団体等における相談支援に従事する者を対象とした研修を実施（福祉局）
- ・令和3年度からは依存症対策総合支援事業に基づく「依存症支援者研修事業」として、依存症に関する基本的な概要や支援に関する知識の伝達を目的とした「地域生活支援研修」と、相談支援経験のある関係機関職員のスキルアップを目的とした「依存症相談対応研修」も実施（福祉局）

（令和5年度における主な開催状況）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・中部総合精神保健福祉センター
8月、10月開催 依存症相談対応研修（参加者：計60名） ・多摩総合精神保健福祉センター
11月開催 地域生活支援研修（参加者：241名） ・精神保健福祉センター
12月開催 地域生活支援研修（参加者：270名） <p>※アルコール依存症等も含む。</p> |
|--|

- ・依存症治療拠点機関において、医療従事者向け研修を実施（昭和大学附属烏山

病院)

【連携会議】

- ・都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、医療機関、保健所、区市町村等の依存症者を支援する関係機関による連携会議を開催（福祉局）

（令和5年度における主な開催状況）

- ・中部総合精神保健福祉センター 令和5年7月20日開催
- ・多摩総合精神保健福祉センター 令和5年11月29日開催
- ・都立精神保健福祉センター 令和5年10月31日開催

- ・依存症治療拠点機関において、医療機関向け連携会議を開催（昭和大学附属烏山病院）

（4）関係事業者の取組

【広告・宣伝・普及啓発等の取組】

- ・広告・宣伝指針に沿った形で、注意喚起の実施
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間にあわせた広報、啓発活動 など
（競馬・競輪・モーターボート・ぱちんこ）

【アクセス制限等の取組】

（公営競技）

- ・20歳未満の者による購入防止
- ・本人申告、家族申告による入場制限
- ・インターネット投票へのアクセス制限
- ・ATM等の撤去（競馬・競輪・モーターボート）

（ぱちんこ）

- ・18歳未満立入防止事業
- ・自己申告・家族申告プログラムの導入促進事業

（お客様が自らの意思で、遊技金額の上限や遊技回数、入店制限等を申告する事ができ、又、本人同意がない家族からの申告についても、ホールで入店制限をかける事ができる制度）

【相談・治療につなげる取組】

- ・相談窓口の設置とその周知

（令和5年度における主な実施状況）

- ・公営競技カウンセリングセンター（競馬、競輪、モーターボート）
- ・お客様事業課安全対策係等（競馬）
- ・ギャンブル依存症お問い合わせ窓口（競輪）
- ・（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センター（モーターボート）
- ・認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク（ぱちんこ）など

【依存症対策の体制整備の取組】

- ・職員向け研修の実施

（令和5年度における主な実施状況）

- ・職員の知識や対応力向上のため、eラーニングも活用した研修を実施（競馬）
- ・WEBによる研修会を実施（競輪）
- ・全国モーターボート競走施行者協議会を中心に、研修を実施（モーターボート）
- ・安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置し、従業員等の育成（ぱちんこ）

・関係事業者に対する、ぱちんこへののめり込み・依存症対策（射幸心をそそるような広告宣伝の禁止等）の強化に向けた取組等を実施（ぱちんこ業界に対する行政講話、都内風俗営業管理者（ぱちんこ店）に対する管理者講習ほか）（警視庁）

（5）多重債務問題等への取組

【消費者向けの総合的な情報提供（消費生活相談カウンセラー制度）】

- ・精神保健福祉士による消費生活相談カウンセラー制度を設け、カウンセラーによる専門的な助言が必要な場合、東京都及び都内区市町村の相談担当職員や相談者を対象に、面談または電話によるカウンセリングを行う。（生活文化スポーツ局）

カウンセリングコーナー 年50回実施（令和5年度）

- ・年2回実施する特別相談「多重債務110番」に際しては、全日とも消費生活相談カウンセラーを配置し、必要に応じて専門的な助言を行う。（生活文化スポーツ局）

【東京都生活再生相談窓口（多重債務者生活再生事業）】

- ・生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重・過剰債務で生活困難な状況にある人たちに対して、相談体制を整備するとともに、必要に応じて資金を貸し付ける。（福祉局）

（令和5年度における主な取組）

- ・多重債務者への生活相談及び必要な資金の貸付
新規相談件数 1,161人（前年度比+2.7%）
貸付決定件数 15件（前年度比-37.5%）
- ・都民対応窓口職員等への研修の実施
生活再生相談窓口相談員を講師に加えた「多重債務問題に関する研修」（新任職員向け・経験者向け 各2回）の実施を通じて、区市の相談窓口職員等の多重債務問題への理解、対応ノウハウの周知を促進
- ・広報活動の実施
ヤミ金融被害防止キャンペーンや多重債務110番等を通じた東京都生活再生相談窓口の広報に加え、自殺対策関連のネットワークを活用して相談窓口情報を提供し、他機関と連携した広報活動を実施

【違法に行われるギャンブル等の取締り】

- ・ギャンブル等依存症が犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、違法に行われるギャンブル等の取締りを推進（警視庁）
- ・オンラインカジノを利用した賭博行為等の違法性を周知する取組も推進（警視庁）

第4章 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性等

1 ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 基本法及び基本計画におけるギャンブル等依存症対策の基本理念等は、以下のとおりとされています。

① ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を営むことができるように支援すること。

② 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

③ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

2 都におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方

- 依存症は否認の病気とも言われています。本人が病気と認識することは難しく、家族もギャンブル等依存症を病気とは気付かずに借金の肩代わりなどをするこ
とで、問題が大きくなります。国の実態調査によると、ギャンブル等依存症が疑
われる人は多くいることが伺えますが、治療や支援につながっているのは、その
うちの一部であると考えられます。

また、ギャンブル等依存症は金銭問題をはじめ、日常生活や社会生活に影響を
与え、犯罪や二次的な精神疾患を引き起こすこともあります。

- これらの状況を改善させるためには、まずギャンブル等依存症に関する正しい
知識の普及を図るとともに、対象者の段階に応じた適切な対策を講じることが重
要です。

また、相談機関や医療機関をはじめ、本人や家族に関わる関係機関が連携する
とともに、関係事業者も一体となって、包括的に支援や治療を行うことが重要で
す。

そのため、次の2つの視点から基本的な考え方を整理します。

視点1	ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療
視点2	本人や家族に関わる関係機関や民間団体、関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援

- そして、上記2つの視点を踏まえ、基本法及び基本計画における基本理念等の実現に向けた、本計画におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

(1) 重層的かつ多段階的な取組の推進

- ギャンブル等依存症対策は、発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があるため、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。
- 都は、予防教育や広報活動等を通じた知識の普及、関係事業者が行うギャンブル等依存症の予防等に資する広告等の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。

(2) 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

- ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、医療機関や精神保健福祉センター、保健所、区市町村、消費生活センター等の関係機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。
- 都は、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な対策を推進していきます。

(3) PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進

- 本計画に定める対策については、進捗状況を把握し、その対策の効果や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、必要な見直しを不断に行います。
- 対策の実施に当たっては、「東京都アルコール健康障害対策推進計画」や「東京都保健医療計画」「東京都健康推進プラン21」「東京都薬物乱用対策推進計画」等との整合性を図ります。

3 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性

- 上記の基本的な考え方を受けて、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に

対処するため、「①予防教育・普及啓発」「②相談・治療・回復支援」「③依存症対策の基盤整備」「④関係事業者の取組」「⑤多重債務問題等への取組」の5つの取組を推進します。

①予防教育・普及啓発

- 都民が正しい知識を身に付け、理解を深めることで、ギャンブル等依存症の発症を予防し、また、発症が疑われる場合に本人や家族等がギャンブル等依存症であることに気付き、適切な支援につながるようするため、教育や普及啓発の取組を推進します。

そして、依存症に対する不正確な知識により、偏見等が生じることがないように、正しい理解を促進します。

②相談・治療・回復支援

- 進行や再発を予防するためには、早期発見・早期介入が必要であり、依存症相談拠点である精神保健福祉センターや、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関が連携し、本人や家族等を適切な支援につなげる取組を推進します。
- 地域で適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関の選定等を行うとともに、依存症治療拠点機関等における取組を着実に進め、これらの機関を中心とした医療提供体制の整備を推進します。
- 本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、民間団体の取組や重要性等の情報を発信するとともに、地域の関係機関との連携の取組等を推進します。

③依存症対策の基盤整備

- 本人や家族等に対する段階に応じた包括的な支援を実施するために、人材の育成や、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含めた地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

④関係事業者の取組

- 公営競技（競馬、競輪、モーターボート競走）、ぱちんこの関係事業者におけるギャンブル等依存症の予防等に配慮した、依存症対策の取組を推進します。

⑤多重債務問題等への取組

- ギャンブル等依存症が多重債務問題や犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、多重債務問題に対する取組や違法に行われるギャンブル等の取締りを推進します。

第5章 具体的な取組

1 予防教育・普及啓発

対策の方向性

- 都民が正しい知識を身に付け、理解を深めることで、ギャンブル等依存症の発症を予防し、また、発症が疑われる場合に本人や家族等がギャンブル等依存症であることに気づき、適切な支援につながるようするため、教育や普及啓発の取組を推進します。
- 依存症に対する不正確な知識により、偏見等が生じることがないように、正しい理解を促進します。

(1) 予防教育

<現状>

- 平成30年3月公示の高等学校学習指導要領の保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患が取り上げられました。また、平成30年7月公表の同学習指導要領解説においては、ギャンブル等依存症も含めた依存症も精神疾患の一つに含まれることが示されており、保健体育科の中で取り上げています。
- 文部科学省ではギャンブル等依存症に関する指導を行うことを目的とした高等学校の教師用指導参考資料として、『ギャンブル等依存症』などを予防するために」や、高等学校の生徒向け啓発資料として「行動嗜癖を知っていますか？ ギャンブル等にのめり込まないために」を作成しています。
- 消費者庁では本人・家族向け啓発用資料を作成し、周知を行っています。

<課題>

- 学校教育において生徒の指導に当たる教員等がギャンブル等依存症に関する正しい知識を身に付け、理解を深めることが必要です。
- 青少年等に対してギャンブル等依存症に関する情報を発信していくことも必要です。

<今後の取組>

- 教職員等を対象とした協議会等を通じて、高等学校学習指導要領の保健体育科におけるギャンブル等依存症等を含む精神疾患の内容を、教師用指導参考資料等を活用しながら、適切に指導を行うよう、周知していきます。
- 学校教育において、ギャンブル等依存症を含む行動嗜癖を生み出す要因や行動嗜癖によって生じる問題点、生徒自らの生活の振り返りなどを内容とする啓

発用資料等も活用しながら、予防教育や情報発信の取組を進めていきます。

- 精神保健福祉センターにおいて、民間団体と連携し、区市町村等の関係機関においてギャンブル等依存症に関わる職員を対象に、正しい理解を促進するための予防教育や情報発信を検討・実施していきます。

(2) 普及啓発

<現状>

- 都民が依存症に関する正しい知識を身に付け、理解を深めることで、本人やその家族がギャンブル等依存症であることに気付き、適切な支援に結び付くことが重要です。
- 精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症の回復に必要なことや、家族へのアドバイス等を記載したリーフレットを配布したり、都民向けフォーラムを開催したりするなど、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を行っています。
- 本人や家族は、ホームページを自ら検索するなどして相談機関等につながっているケースが過半数を占めています。また、公営競技等の車馬券購入に当たっても、インターネットを利用しているケースが過半数を占めています。

<課題>

- 引き続き、多様な機会を利用して普及啓発を行うことが必要です。
そして、依存症に関する不正確な知識によって、偏見等が生じないように社会的な理解を促進することも必要です。
- 国の調査では、本人や家族が相談機関を利用するまでの期間が平均2～3年程度と長くなっています。特定非営利活動法人全国ギャンブル依存症家族の会によると、その間に借金が膨らむなど事態が深刻化するケースが多く、相談に行く勇気がない、身元を知られることが不安などの声も聞かれます。早期に問題に気付かせるような啓発が求められます。
- 本人や家族にとって必要な情報を集約し、適切な支援につなげるための効果的な情報発信が必要です。特に、インターネットを利用してギャンブル等を行っているケースが多いことから、情報発信に当たっても、インターネットを積極的に活用することが必要です。
- 多重債務などの関連する分野においても、相談支援等を通じて、ギャンブル等依存症に関する情報発信を行っていくことが重要です。

<今後の取組>

- ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日から20日まで)においては、国等とも連携しながら、ギャンブル等依存症に関する関心と理解を深めるため

の周知を行います。周知に当たっては、動画やインターネット広告を活用するなど、インターネットを利用して若者など幅広い層に向けた普及啓発を進めるなど取組の一層の強化を図ります。

- 精神保健福祉センターでは、様々な機会を通じて、都民向けの依存症対策普及啓発フォーラムやセミナーを開催するなど、都民を対象に、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を行います。

さらに、本人や家族に必要な支援につなげるため、精神保健福祉センターにおいて、地域の関係機関と連携しながら、地域の社会資源の情報を収集し提供します。

- ギャンブル等依存症のポータルサイトを構築し、情報の一元化による効果的な普及啓発を実施し、より多くの方が必要な支援等の情報に簡単にアクセスすることができるよう、情報発信を強化します。また、関係事業者や民間団体の取組の紹介や、ギャンブル等依存症の研修講師の紹介等、効果的な普及啓発や情報発信における連携を促進します。

このほか、一般の方に依存症に関する正しい知識を持ってもらい、偏見等が生じないように社会的な理解促進も図っていきます。

- 多重債務などの関連する分野において、精神保健福祉センターが作成したリーフレットを活用するなど、ギャンブル等依存症に関する情報発信を行います。また、ポータルサイトにおいて、関連する分野の情報も発信します。

- 普及啓発に当たっては、都が作成した動画等を関係事業者が持つインフラで放送するなど、関係事業者と積極的に連携を行い、情報発信を推進します。

また、都が実施するイベント等に民間団体の参加を依頼するなど、より一層の連携強化に取り組んでいきます。

- 普及啓発の実施状況等を踏まえ、動画やインターネット広告等の効果的な活用方法など、検討・実施していきます。

- 普及啓発、情報発信、民間団体等への支援、相談支援、新たな回復プログラムの開発等をより効果的に実施することができるよう、依存症相談拠点である精神保健福祉センターの機能強化・体制充実を図っていきます。

2 相談・治療・回復支援

対策の方向性

- 進行や再発を予防するためには、早期発見・早期介入が必要であり、依存症相談拠点である精神保健福祉センターや、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関が連携し、本人や家族等を適切な支援につなげる取組を推進します。
- 地域で適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関の選定を行うとともに、依存症治療拠点機関等における取組を着実に進め、これらの機関を中心とした医療提供体制の整備を推進します。
- 本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、民間団体の取組や重要性等の情報を発信するとともに、地域の関係機関との連携の取組等を推進します。

(1) 相談支援等

(依存症に関する相談支援)

<現状>

- 都の依存症相談拠点である精神保健福祉センターでは、本人や家族等を対象とした精神保健福祉相談や回復支援プログラム、家族講座を実施しています。
また、地域の関係機関の職員等を対象として、対応力の向上等を目的とする研修を実施しています。
なお、回復プログラムや家族講座、研修等の実施に当たっては、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体とつながることができるようにするため、民間団体と協力して、本人や家族等への助言や民間団体の活動等の発信を行っています。
- 地域の保健所では、精神保健福祉相談の一環として、ギャンブル等依存症も含めて、本人・家族等の相談を受け付けています。
- 都のホームページでは、ギャンブル等依存症の相談拠点である精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口を紹介しています。

<課題>

- ギャンブル等依存症は本人が病気であるとの認識を持ちにくいなどの理由から、必要な相談や回復支援が受けられていないことがあります。本人だけではなく、家族等もギャンブル等依存症に対する正しい知識を身に付け、相談支援等につなげる必要があります。
- 保健所をはじめとした地域の相談機関の職員など、本人や家族等からの相談に応じる機会のある職員の更なる対応力向上を図ることが必要です。
- 相談支援や研修等の実施に当たっては、本人や家族の経験を通して悩みを共

有し、具体的な助言ができる民間団体との連携を行うことも重要です。

- ギャンブル等依存症の背景として、多重債務や精神障害などの複合的な問題を抱えている場合もあり、個々のケースの支援に当たっても適時適切に関係機関と連携し支援に当たることが必要です。
- また、ギャンブル等依存症で悩みを抱える若者も増加しています。公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会によると、同会への相談に占めるオンラインギャンブルの割合は急増しており、20 歳代から 30 歳代の若者が多額の借金を抱えるケースが多く報告されています。

<今後の取組>

- 精神保健福祉センターや保健所等において、本人や家族等への相談支援を、引き続き行うとともに、精神保健福祉センターの依存症相談拠点としての機能強化に向けた検討を進めます。
- 夜間の相談窓口について、これまで「夜間こころの電話相談」を設置してきましたが、SNS を活用した精神保健福祉相談を導入し、選択肢を増やすことにより、若者などこれまで相談に結び付きにくかった層が相談しやすい体制を構築します。
- 相談支援の際には、民間団体の活動や重要性等も伝えながら、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につなげることができるよう必要な支援を行います。
- ギャンブル等依存症の背景にある問題、例えば他の精神疾患の併存などの状況も踏まえ、保健所等からの依頼に基づき、必要に応じて、精神保健福祉センターのアウトリーチ事業や短期宿泊事業につなげるとともに、本人や家族等を多重債務などの相談支援や医療機関などにも適時適切につなげていきます。
- ギャンブル等依存症においては、多重債務問題をはじめ、家族に多大な影響を与えることから、家族講座を実施し、家族の対応力向上や負担軽減を図るとともに、アクセス向上・効果的实施に向けて取組を進めていきます。
- 本人の回復のために、ギャンブル障害回復支援プログラムを実施します。実施に当たっては、アクセス向上や継続的なプログラム利用に向けて取組を進めていきます。

(ギャンブル等依存症関連分野の相談支援等)

<現状>

- ギャンブル等依存症は、人間関係のトラブル、多重債務問題、法律問題、仕

事の能率低下や失業、健康問題、希死念慮や自殺、虐待、DV、違法行為をはたらいたことによる刑罰などの深刻な問題に至ることがあります。このため、ギャンブル等依存症関連分野においても、本人や家族関係の背景に依存症の問題があることも視野に入れた対応をとることが重要です。

【消費生活・多重債務・生活困窮に関する取組】

- 東京都消費生活総合センターでは、消費生活相談員を配置し、都民の消費生活に関する相談の受付や、トラブル解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行っています。

また、多重債務に関する相談に対応するため、弁護士会や日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）、司法書士会等の法律専門家等に相談者を確実につなぐ多重債務相談「東京モデル」を実施しています。

さらに、都内区市町村の消費生活センターや法律専門相談窓口等と連携した特別相談（多重債務110番）を実施しています。

- 法テラス、東京司法書士会では、法律相談の一つとして、多重債務問題を抱えた方への相談や、必要に応じて行政機関等との連携を行っています。
- 区市や西多摩福祉事務所等では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者等への自立に向けた相談支援等を行っています。

また、東京都生活再生相談窓口では、多重債務で生活が困難な状況の方に対して、生活相談や必要に応じて資金を貸し付け、生活再生の支援を行うなど、生活困窮の方への支援の取組を進めています。

【自殺対策に関する取組】

- 相談者の悩みを受け止め、問題に応じ必要な相談機関につなぐなど、自殺専用の電話相談の設置やSNSを活用した相談などを実施しています。

【その他の相談支援等に関する取組】

- 東京ウィメンズプラザや女性相談支援センター、児童相談センター等では、女性や児童に関するDVや虐待等の相談支援を行っています。また、支援対象者がギャンブル等依存症である場合の対応方法等についても記載された「女性相談支援センターガイドライン」や「ひとり親家庭支援の手引き」「子ども虐待対応の手引き」「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」も活用しながら、適切な対応を行っています。
- 若者やその家族等を対象とした相談窓口として、若ナビα（アルファ）を設置し、東京都内にある専門の窓口や支援機関等につないだり、情報提供を行っています。
- 東京しごとセンターや職業能力開発センターでは、求職者を対象として、就業相談や求職活動支援セミナー、職業訓練などを実施しています。
- 東京都発達障害者支援センターでは、発達障害のある本人やその家族等から

の相談への対応や、地域の関係機関へつなげるなどの支援を行っています。

- 東京保護観察所では、嗜癖の対象がギャンブルである人など、保護観察対象者の特性を踏まえて指導・助言や就労等の必要な支援を行っています。

<課題>

- ギャンブル等依存症の方等を、早期かつ円滑に適切な支援機関につなげるためには、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関においても、都民に対してギャンブル等依存症に関する情報発信を効果的に行うことが必要です。
- また、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関の職員がギャンブル等依存症に関する知識や対応方法を向上させることも必要です。

<今後の取組>

- ギャンブル等依存症関連分野の関係機関において、精神保健福祉センターや関係省庁などが作成したリーフレットや啓発用資料などを窓口へ設置するなど、ギャンブル等依存症に関する支援を必要としている方へ必要な情報の発信を行います。
また、ギャンブル等依存症である場合の対応等について盛り込まれたマニュアルやリーフレット等も活用しながら、支援を行う職員等のギャンブル等依存症に対する知識や理解、対応力等を向上させていきます。
- ギャンブル等依存症関連分野の関係機関において、相談の内容を踏まえ、支援の対象者がギャンブル等依存症の方等である場合は、本人や家族等を精神保健福祉センター等の依存症に関する相談支援につなげていきます。

(2) 医療提供体制の整備

<現状>

- 都では、ギャンブル等依存症の方等が必要な医療を受けられるようにするため、治療を行う医療機関を依存症専門医療機関に選定するとともに、依存症治療拠点機関において受診後の患者支援などの取組を進めています。
- 昭和大学附属烏山病院に加え、令和6年12月には、医療法人正心会よしの病院を新たにギャンブル等依存症専門医療機関に選定しました。
- また、センターや保健所の相談等により、医療機関を案内するなど、治療が必要な方を医療につなげています。

<課題>

- ギャンブル等依存症の治療を専門的に行う医療機関や医療従事者は少なく、ギャンブル等依存症の方等が必要に応じて適切な医療が受けられるように、専門医療機関等の整備や都内の医療機関の機能を向上させることが必要です。
- ギャンブル等依存症の方が必要な医療を自ら選択し、速やかに治療を受けら

- れるようにするためには、専門医療機関をさらに拡充していく必要があります。
- ギャンブル等依存症は、身体的な症状がなく、治療につながりにくいため、必要な方を確実に医療機関につなげるとともに、退院後も継続的に支援していく取組が求められます。
 - また、医療機関での診断・治療のほか、センターや医療機関によるデイケアにより回復を支援することが必要です。
 - ギャンブル依存に至る原因として、発達障害の特性が影響しているケースが多いことが指摘されており、昭和大学附属烏山病院の調査でも、ADHD 患者の一定割合がギャンブル依存症疑いであったとの結果が得られています。
 - ギャンブル等依存症の方等がギャンブル等をしない生活を続けていくためには、医療機関での治療のほか、自助グループ等の民間団体とつながることも重要であり、専門医療機関等と民間団体の連携を進めることも必要です。

＜今後の取組＞

- 依存症専門医療機関の選定を引き続き進めていきます。これらの機関においては、専門性を有した医師が担当する入院医療や認知行動療法など依存症に特化した専門プログラム等による治療を行います。
- 専門医療機関を中心に地域の医療連携を進めるとともに、ギャンブル等依存症に特化した専門プログラムを有する外来診療を行う診療所を含む医療機関の選定を進めます。
- 依存症治療拠点機関に加え、ギャンブル等依存症の専門医療機関において、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、退院後の生活支援や自助グループ等の民間団体等による継続支援につなげるなど機能強化を図ることにより、限られた医療資源を効果的に活用します。
- 依存症デイケアを活用することにより、本人の状況にあった方法で回復できるよう体制整備を検討します。
- 精神保健福祉センターの相談事例において発達障害の特性のある方に関して、必要に応じて、東京都発達障害者支援センターとの連携を進めるとともに、依存症専門医療機関と発達障害支援センターとが連携できるような関わりを推進していくことにより、ギャンブル依存と発達障害が併存する患者への効果的な治療や支援の方法について検討を進めます。

(3) 民間団体による支援

<現状>

- ギャンブル等をしない生活が続けることや、本人やその家族等が回復に向けて必要な情報、支援等を受けるためには、民間団体とつながることも重要です。
都内では、当事者や家族の自助グループをはじめとした民間団体が精力的に活動しており、ギャンブル等依存症に関する啓発や相談会、ミーティングの開催、情報提供など、ギャンブル等依存症の回復において重要な活動を行っています。
- 精神保健福祉センターの回復プログラムや家族講座等では、民間団体と協力して、本人や家族等への助言や民間団体の活動等の発信を行っています。

<課題>

- 国の実態調査や精神保健福祉センターでの相談事例からは、インターネットを利用したギャンブルの増加や、若年層への広がりなどがみられており、民間団体のノウハウ活用に向けた効果的な連携を推進していく必要があります。
- 民間団体の活動等が十分認知されていない場合もあり、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につながるができるよう、民間団体の重要性等を発信することが必要です。

<今後の取組>

- 依存症に係るポータルサイトの構築や精神保健福祉センターの家族講座などの取組を通じて、民間団体の活動や重要性等について情報発信を行うなど、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につながるができるよう必要な支援を行います。
また、情報発信に当たっては、民間団体の啓発用資料等の活用も検討していきます。
- 普及啓発週間等の機会をとらえて若年層をターゲットにした出張相談会の実施や、医療機関受診後の回復支援など、民間団体と連携し、民間団体のノウハウやネットワークを活用した取組を推進します。

3 依存症対策の基盤整備

対策の方向性

- 本人や家族等に対する段階に応じた包括的な支援を実施するために、人材の育成や、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含めた地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

(1) 人材の育成

<現状>

- 依存症相談拠点である精神保健福祉センターでは、依存症の相談支援に従事する職員や、ギャンブル等依存症の方等に対応する可能性があるギャンブル等依存症関連分野の職員を対象とした研修を行っています。
- 依存症治療拠点機関では、医療従事者向け研修などを行っています。研修実施に当たっては、民間団体等に講師を依頼するなど、連携を図っています。

<課題>

- 保健所をはじめとした地域の相談機関の職員など、本人や家族等からの相談に応じる機会のある職員の更なる対応力向上を図ることが必要です。
- 早期かつ円滑に、本人や家族等を適切な支援機関につなげるためには、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関においても、職員の知識や対応力向上を図ることが必要です。
- ギャンブル等依存症の治療を専門的に行う医療機関や医療従事者は少なく、ギャンブル等依存症の方等が必要に応じて適切な医療が受けられるように、医療従事者の人材育成を進めることが必要です。

<今後の取組>

- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の本人や家族等への相談支援に従事する関係機関の職員等の対応力向上等を目的とした研修や、ギャンブル等依存症の方等を早期発見・早期介入につなげられるよう、これらの方に対応する可能性があるギャンブル等依存症関連分野の職員を対象とした研修を行い、相談対応力向上等を図ります。
- 関係機関の協力を得て、都内の精神科医を対象とする研修を実施し、ギャンブル等依存症に関する治療を担う医療機関の確保や医師の養成につなげる取組を進めます。
- 都内の医療機関に対して、依存症対策全国センターで実施している「ギャンブル等依存症治療指導者養成研修」の受講を促します。

また、依存症治療拠点機関である昭和大学附属烏山病院において、医療機関を対象とした研修を行い、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者を養成するほか、病院見学会を実施し、医療従事者や関係機関の理解を促進する取組を進めるなど、都内のギャンブル等依存症の医療提供体制を整備していきます。

- 企業等において、ギャンブル等依存症への正しい理解が進むよう、必要な取組について検討・実施していきます。
- これらの研修等の実施に当たっては、関係機関や民間団体から講師を招くなど、その活動等の啓発を図るとともに、相互連携の取組を進めていきます。

(2) 包括的な連携体制の構築

<現状>

- 精神保健福祉センター及び地域の関係機関においては、相談内容に応じて、他の関係機関との連携を図りながら、支援を行っています。
- 依存症相談拠点である精神保健福祉センターは都内に3か所あり、地域の関係機関との連携を進めるため、各地域において区市町村、医療機関、民間団体、司法関係者等をメンバーとする連携会議を開催しています。
- 依存症治療拠点機関においては、医療機関向け連携会議を開催し、医療従事者間での症例検討会、意見交換、情報共有などを行っています。

<課題>

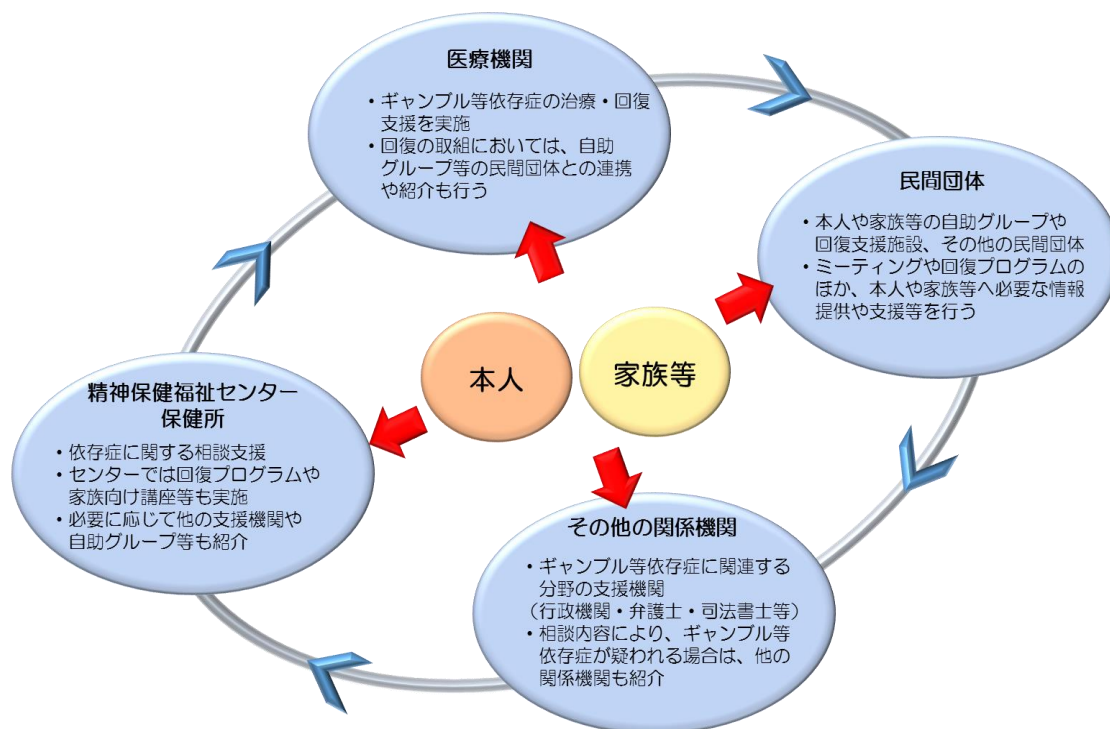
- ギャンブル等依存症の方や家族等に対する包括的な支援を実施するためには、ギャンブル等依存症の支援に携わる地域の関係機関が密接な連携を図る体制を構築することが必要です。
- また、ギャンブル等依存症の背景に、アルコールや薬物の依存症が潜んでいる場合、内科等の一般診療科の受診により顕在化することもあります。適切に治療につなげるためには、日頃から一般診療科との医療連携体制を構築する取組を進めることが重要です。

<今後の取組>

- 医療や福祉、司法、民間団体、関係事業者、警察、行政等、ギャンブル等依存症の支援に携わる地域の関係機関の顔の見える関係性を構築し、都内の連携体制を強化していきます。
- 精神保健福祉センターが実施する研修において、関係機関や民間団体から講師を招き、関係機関等が相互の取組を知ることで、更なる連携につなげていきます。

- 精神科医療地域連携事業において、東京都医師会と連携し、一般診療科の医療関係者向け研修の実施や、関係機関と民間団体が連携した事例等を取りまとめ、周知するなど、地域における医療連携の取組を促進していきます。
- 依存症治療拠点機関において、医療機関向け連携会議を開催し、医療従事者間での症例検討会、意見交換、情報共有などを行い、一般診療科を含め、本人や家族等が医療につながりやすい体制の確保を進めます。
加えて、依存症専門医療機関でも地域の医療機関等との連携会議を開催し、より一層体制強化を進めていきます。

【ギャンブル等依存症に関する支援等の全体イメージ】



- ※ 依存症相談拠点である精神保健福祉センターにおいて、研修や地域の連携会議等を実施し、関係機関の対応力の向上や連携体制を強化
- ※ 依存症治療拠点機関等において、医療従事者向け研修や医療機関向け連携会議等を実施し、一般診療科を含む、医療機関の対応力の向上や連携体制を強化

4 関係事業者の取組

対策の方向性

- 公営競技（競馬、競輪、モーターボート競走）、ぱちんこの関係事業者におけるギャンブル等依存症の予防等に配慮した、依存症対策の取組を推進します。

（１）広告・宣伝・普及啓発等の取組

＜現状＞

- 関係事業者が実施する当該ギャンブル等の広告については、公営競技はメディア側の基準（「（一社）日本民間放送連盟放送基準」等）に、また、ぱちんこにおいては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、射幸心をあおるものとならないよう実施されています。
- 広告・宣伝内容への配慮のほか、ギャンブル等依存症の理解促進や、相談支援につながるための情報等の普及啓発も必要です。
- これらのため、関係事業者においては、ポスターやテレビコマーシャル、ウェブサイト、新聞・雑誌広告等を通じて、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起や普及啓発を行っています。

- 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合（大井競馬場）】

- ・地方競馬広告・宣伝指針に沿った形で、ホームページでギャンブル等依存症の相談窓口等を周知しているほか、啓発ポスターの掲示や場内広報で啓発の放送を実施
- ・20歳未満の者の購入防止等の取組として、場内テレビ等で啓発を実施
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間では、場内テレビ、場内放送の強化等、積極的な啓発活動を実施

【立川市（たちかわ競輪）】

- ・ホームページ（「車券購入にのめり込んでしまう不安のある方へ」）や場内の啓発ポスター、ステッカー、SNS等を通じて、ギャンブル等依存症の相談窓口や、20歳未満の者の購入防止等に関する啓発を実施

【青梅市（ボートレース多摩川）】

- ・ホームページや競走場内での放送、啓発ポスター等を通じて、ギャンブル等依存症や20歳未満の者の購入防止に関する注意喚起を実施
- ・記載台や投票機器前に24時間・365日通話料・相談料無料の（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターのサポートコールの連絡先を表示
- ・（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターでは、リーフレット及び啓発用マンガによる啓発活動も実施

【東京都遊技業協同組合】

- ・各店舗に「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を設置し、自己診断チェック表や電話相談窓口、自己申告・家族申告プログラム、精神保健福祉センター等の支援機関を紹介
- ・依存症問題の相談機関である認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク（以下「R SN」という。）について、店舗内のポスターやリーフレット等を通じて周知

<課題>

- 関係事業者の自主的な指針等も踏まえ、広告・宣伝の取組を行うことが必要です。
- ギャンブル等依存症の予防等に向けて、多くの人へ必要な情報が届くように、注意喚起や普及啓発等を行っていくことが必要です。

<今後の取組>

- 関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものとならないように、自主的な指針等の策定を検討するなどの取組を進めていきます。
また、より多くの人々がギャンブル等依存症の予防等に関する情報を得られるよう、関係機関と連携し普及啓発を進めていきます。
- 都は、関係事業者と情報共有を行い、普及啓発等において連携を強化していきます。

(2) アクセス制限等の取組

<現状>

- 公営競技については、20歳未満の者の投票券の購入、ぱちんこについては18歳未満の者の立入りが禁止されており、防止に向けた取組を行っています。
- 関係事業者において、本人や家族の申告による入場・入店制限や上限金額の設定等の取組を行っています。
- ギャンブル等に過度にのめり込まないよう、公営競技場やぱちんこ営業所等において、ATM等の撤去等の取組が進められています。
- ぱちんこにおいては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則」及び「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」が平成30年に改正されたことを踏まえ、出玉規制が強化され、射幸性が抑制された遊技機への入れ替えの取組を行っています。
- 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合（大井競馬場）】

- ・本人申告及び家族申告による大井競馬場・場外発売場への入場制限、インターネット投票の利用停止を実施
- ・20歳未満の者への購入防止の取組として、場内テレビ、場内放送及び警備員による声掛け、

年齢確認の徹底

なお、令和6年6月よりAI顔認証システムを一部導入

- ・インターネット投票サイト（SPAT4）において、購入金額の上限設定を実施

【立川市（たちかわ競輪）】

- ・本人申告及び家族申告による競輪場・場外発売場への入場制限、インターネット投票のアクセス制限を実施
- ・インターネット投票サイトにおいて、本人からの申請に基づく購入限度額の設定を実施

【青梅市（ボートレース多摩川）】

- ・本人申告及び家族申告による競走場・場外発売場への入場制限、インターネット投票のアクセス制限を実施
- ・本人からの申請に基づくインターネット即時投票の入金上限額の設定を実施
- ・20歳未満の者への購入防止の取組として、場内放送やモニター、巡回警備による注意喚起を実施

【東京都遊技業協同組合】

- ・自己申告・家族申告プログラム（上限金額・遊技回数・入店制限等）を実施
- ・ポスターや年齢確認シート等の店内への掲示や、従業員の巡回等を行い、18歳未満の者の立入りを防止

<課題>

- 年齢制限の対象となる者への投票券の購入や立入り防止の取組のほか、本人申告及び家族申告による入場・入店制限や上限額設定等の取組については、制度の導入や利用状況等も踏まえ、制度を必要としている方がより適切に利用できるようにするとともに、実効性を高めていくことが必要です。
- 取組について、引き続き周知を徹底し、認知度を高めていくことが必要です。

<今後の取組>

- ギャンブル等依存症の予防や再発防止のため、年齢制限や本人申告及び家族申告による入場・入店制限等や上限額設定等の取組について、周知を徹底します。
- 都は、関係事業者と情報共有を行い、アクセス制限等の取組の周知等において連携を強化していきます。

（3）相談・治療につなげる取組

<現状>

- 全国公営競技施行者連絡協議会では、専門スタッフ（臨床心理士）がカウン

セリングを行う公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの設置やギャンブル等依存症の早期発見・早期介入につなげるためのセルフチェックツールの作成を行っており、各事業者のホームページや場内のポスター等を通じて周知しています。

また、各事業者において、競技場内等に相談窓口を設置しています。

- モーターボート競走関係団体は、ギャンブル等依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援等を行うことを目的とした「(一財)ギャンブル依存症予防回復支援センター」を設置しており、24時間無料相談コールセンターでは、必要に応じて医療機関や行政機関、自助グループ等を案内しているほか、希望者に対しては医療機関等に係る初診料等を助成しています。モーターボート競走施行者においては、ホームページや場内ポスター等を通じてこれらの取組を周知しています。
- 全日本遊技事業協同組合連合会の支援により設立された、ぱちんこへの依存問題の相談機関であるRSNでは、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付けており、組合加盟店舗において、ポスターやリーフレット等を通じて周知しています。
- 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合（大井競馬場）】

- ・特別区競馬組合では、競馬事務局お客様事業課に相談窓口を設置
- ・ホームページや場内のポスター等を通じて、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターや全国公営競技施行者連絡協議会のセルフチェックツールを周知

【立川市（たちかわ競輪）】

- ・場内のファン相談室に、ギャンブル依存症お問い合わせ窓口を設置し、必要に応じて公営ギャンブル依存症カウンセリングセンターや精神保健福祉センター等も紹介
- ・ホームページや場内のポスター等を通じて、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターや（公財）JKAお客様相談コーナー、場内の相談窓口のほか、全国公営競技施行者連絡協議会のセルフチェックツールも周知

【青梅市（ボートレース多摩川）】

- ・場内にギャンブル依存症相談お問い合わせ窓口を設置
- ・ホームページや場内のポスター等を通じて、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターや（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターのお問い合わせ窓口のほか、全国公営競技施行者連絡協議会のセルフチェックツールを周知

【東京都遊技業協同組合】

- ・ポスターやステッカーを店内に掲示し、認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワークの相談窓口を周知
- ・認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワークや認定NPO法人ワンデーポートへの支援など、民間団体との連携を実施

<課題>

- ギャンブル等依存症の方等が早期に病気に気付き、適切な支援につながることをできるよう、支援を必要としている人へ相談窓口等の情報を着実に届け、多くの人を利用につなげていくことが必要です。
- 支援に当たり、行政機関や民間団体等との連携を進めていくことも必要です。

<今後の取組>

- 関係事業者において、相談窓口の周知や相談者への対応等を引き続き実施するとともに、行政機関や民間団体が作成する啓発用資料を設置するなど、連携を強化していきます。
- ギャンブル等依存症の予防等に向けた各事業者の取組について定期的にヒアリングを行い、その結果をポータルサイトに掲載するとともに、事業者に対する助言を行います。

(4) 依存症対策の体制整備の取組

<現状>

- 関係事業者においては、従業員への教育やギャンブル等依存症に関する実施規程やマニュアル等の整備等により、依存症対策の体制整備を図っています。
- 警視庁では、都内のぱちんこ店全店舗に対する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づく立入りを実施し、ぱちんこへののめり込み・依存症につながるようになる射幸心をそそるような広告物を営業所内に掲示していないか等の確認をしています。

また、営業者等に対し、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に規定している各種取組について聞き取りを実施しているほか、SNS 等を利用した射幸心をそそるような広告宣伝に対する行政指導を実施しています。

- 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合（大井競馬場）】

- ・ギャンブル等依存症に関する職員の知識や対応力向上のため、e ラーニングも活用した研修を実施

【立川市（たちかわ競輪）】

- ・依存症に関する知識や理解をより深め、効果的な対策を推進するために、競輪・オートレース合同で施行者を含め、委託業者、業界関係者等を対象に経済産業省車両室を講師に招き、WEB による研修会を実施

【青梅市（ボートレース多摩川）】

- ・モーターボート競走関係団体では「ギャンブル等依存症対策実施規程」を定め、ギャンブ

- ル等依存症対策統括管理者を設置するとともに、各競走場等に責任者・担当者を設置
- ・全国モーターボート競走施行者協議会を中心に、研修を実施

【東京都遊技業協同組合】

- ・ぱちんこへの依存防止対策の専門員として、都内各店舗に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置

＜課題＞

- ギャンブル等依存症の発症や進行、再発の各段階に対応するため、関係事業者においては、現在の取組を着実に進めるとともに、依存症対策のより一層の体制整備を図ることが必要です。

＜今後の取組＞

- 関係事業者において、ギャンブル等依存症の予防や再発防止を徹底するとともに、適切な支援につなぐことができるよう、依存症対策の体制整備を引き続き進めていきます。
- 風営適正化法に基づく立入りを実施し、ぱちんこ営業所において、ぱちんこへののめり込み・依存症につながることになる射幸心をそそるような広告物を営業所内に掲示していないか等の確認をしていきます。
- 都は、ギャンブル等依存症対策の体制整備に向けて、関係事業者や警視庁等との連携を一層強化していきます。

5 多重債務問題等への取組

対策の方向性

- ギャンブル等依存症が多重債務問題や犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、多重債務問題に対する取組や違法に行われるギャンブル等の取締りを推進します。

（１）多重債務問題への取組

＜現状＞

- 東京都消費生活総合センターでは、消費生活相談員を配置し、都民の消費生活に関する相談の受付や、トラブル解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行っています。また、多重債務に関する相談に対応するため、弁護士会や法テラス、司法書士会等の法律専門家等に相談者を確実につなぐ多重債務相談「東京モデル」を実施しています。
- さらに、都内区市町村の消費生活センターや法律専門相談窓口等と連携した

特別相談（多重債務１１０番）を実施しています。

- 東京都生活再生相談窓口では、多重債務で生活が困難な状況の方に対して、生活相談や必要に応じて資金を貸し付け、生活再生の支援を行っています。
- 法テラス、東京司法書士会では、法律相談の一つとして、多重債務問題を抱えた方への相談や、必要に応じて行政機関等との連携を行っています。
- 貸付自粛制度（※）により、ギャンブル等依存症等の事由により、貸付を制限する制度が運用されています。

※ 貸付自粛制度とは

本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあることなどの理由によって、自らを自粛対象者とする旨を全国銀行個人信用情報センター又は日本貸金業協会に対して申告する制度

<課題>

- 多重債務問題に係る支援の対象者がギャンブル等依存症の方等である場合は、適切に関係機関へつなげることが必要です。
- 関係機関による多重債務問題に係る相談等を通じて、ギャンブル等依存症に関する情報を発信することも必要です。

<今後の取組>

- 多重債務問題等を抱える方へ相談支援を実施するとともに、ギャンブル等依存症の方等である場合には、関係機関が連携し、適切な支援につなげていきます。
- ギャンブル等依存症対策を通じて、多重債務問題等に関する適切な情報発信を行っています。

（２）違法に行われるギャンブル等の取締り

<現状>

- 警視庁では、都内のバカラ賭博店、インターネットカジノ店等の違法賭博店の取締りを実施し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進しています。
- ポスターやSNSを活用して、オンラインカジノを利用した賭博行為の違法性を周知するとともに、検挙した賭客等に対してはギャンブル等依存症の相談窓口を教示するなど、再犯防止に努めています。

<課題>

- 賭博関係事犯の検挙実績は毎年一定程度で推移しており、違法に行われるギ

ャンブルに対する取締りを引き続き徹底することが必要です。

- 近年、オンラインカジノが社会問題化しているため、普及啓発や取締りが必要です。

＜今後の取組＞

- 引き続き、違法賭博店の取締りや注意喚起を行い、違法なギャンブル等の排除と、風俗環境の浄化を推進します。
- オンラインカジノによる賭博が違法であることを引き続き周知するとともに、取締りを徹底します。
- 犯罪グループの実態解明や取締りを徹底するとともに、関係機関と連携した広報啓発を推進します。

第6章 推進体制と進行管理

- ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、関連施策との有機的な連携が図られるよう、関係部署において必要な連絡・調整を行うとともに、区市町村や関係機関等とも連携を図ります。
- 本計画を着実に推進するため、取組状況を適宜把握するとともに、必要に応じてギャンブル等依存症対策に関連する関係者等で構成する会議を開催し、取組状況の共有や意見交換を行うなど、ギャンブル等依存症対策の進行管理を行います。
- 計画に関連する取組の進捗状況や国の動き、社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前でも必要に応じて見直しを図っていきます。（PDCA サイクルの徹底）

